

2026年3月24日

株主各位

岐阜県大垣市久徳町 100 番地  
太平洋工業株式会社  
代表取締役社長 小川 哲史

## 臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

### 記

#### 決議事項

##### 第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2026年4月15日を効力発生日として、当社株式 27,814,216 株を1株に併合することを決定いたしました。

##### 第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、2026年4月15日を効力発生日として、発行可能株式総数、単元株式数、単元未満株式についての権利、単元未満株式の買増し、株主名簿代理人、定時株主総会の基準日および電子提供措置事項等に関する定款の定めを変更することを決定いたしました。

以上

## 株式併合及び単元株式数の定め廃止について

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2026年4月15日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）27,814,216株を1株に併合する旨の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び単元株式数の定めを廃止することを決定いたしました。株主の皆様におかれましては、本株式併合及び単元株式数の廃止に伴い、特段のお手続は必要ございません。

### 1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、株式会社CORE（以下、「公開買付者」といいます。）に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である2026年4月14日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が当社株式について実施した公開買付けにおける公開買付価格と同額である3,036円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。

端数株式相当分の処分代金は、2026年7月上旬を目途に株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

### 2. 主なスケジュール

当社株式の最終売買日	2026年4月10日（金）（予定）
当社株式の上場廃止日	2026年4月13日（月）（予定）
本株式併合の効力発生日	2026年4月15日（水）（予定）
端数株式相当分の売却代金の交付	2026年7月上旬頃（予定）